

逮捕被疑者に対する身体捜検要領について（通達）

〔 最終改正 令和6.3.8 例規務第3号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、逮捕被疑者に対する身体捜検を徹底し、被疑者事故等の防止に万全を期するため、逮捕被疑者に対する身体捜検要領について定めたもので、平成25年12月27日から実施しています。